

狂犬病予防、動物の愛護及び管理

事務事業実施方針(狂犬病予防、動物の愛護及び管理)

県では、環境大臣が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の見直しを踏まえ、「秋田県動物愛護管理推進計画」を見直し、平成28年3月に「2次計画」を策定した。この計画の基本理念“人と動物が調和しつつ共生する社会の形成”に基づき、業務を推進する。

1 狂犬病予防

市町村及び獣医師会との連携により、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を指導する。

2 犬の危害防止

犬による危害を未然に防ぐため、巡回による犬取締り及び指導を行う。また、「犬の適正飼養月間(5月1日～31日)」には犬の適正飼養、危害防止について、飼い主に対する指導の他、広く県民への普及啓発に努める。

3 動物の愛護及び管理

1)動物愛護思想の普及啓発

動物の愛護と適正飼養について県民の理解と関心を深めることを目的として、犬の適正飼養講習会や犬のしつけ方教室を行うほか、「動物愛護週間(毎年9月20日～26日)」には動物愛護フェスティバルを開催し、動物愛護思想の普及啓発の推進を図る。

2)動物取扱業、特定動物

平成25年9月1日の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、犬猫等販売業者、第二種動物取扱業が創設され、動物取扱業者への規制が強化されたことに伴い、動物取扱業に係わる管理方法の指導の徹底を図る。

また、特定動物による事故が二度と起こらないよう特定動物飼養施設への立ち入り、保管管理の指導を徹底して実施する。

第63表 狂犬病予防業務等実施状況

令和元年度

保健所等	登 録 状 況												狂犬病予防注射状況				抑留犬 飼養管理状況	
	登録頭数 (期間末原簿総数)	登録申請頭数	鑑札再交付数	犬死亡届出件数	犬の所在地変更届						所有者の氏名・住所変更届	所有者の変更届	集合注射頭数	個別注射頭数	小計	注射済票の再交付数	抑留犬管理件数	飼養管理延日数
					県外からの移動 (引換え交付)	県外への移動	管外(県内)からの移動	管外(県内)への移動	管内の移動	計								
大 館	4,330	288	12	372	22	8	6	6	22	64	11	8	1,716	1,377	3,093	3	8	44
北秋田	1,442	95		107	7	2	1	3	1	14			714	380	1,094	1		
能 代	2,761	137	3	324	24	17	31	15	6	93	9	2	995	1,142	2,137	1	2	3
動物愛護 センター	3,424	185	2	312	10	9	31	19	2	71	4	11	1,942	567	2,509	1	3	13
由利本荘	4,032	216	6	368	24	7	20	6	11	68	51	19	2,207	1,251	3,458		2	6
大 仙	5,190	328	9	544	20	8	25	21	10	84	4	16	2,172	1,808	3,980		9	25
横 手	2,793	180	3	210	16	5	9	25	23	78	47	51	1,090	1,157	2,247		1	2
湯 沢	1,627	80	1	181	8	2	9	4	6	29	21	10	1,076	365	1,441		1	8
合 計	25,599	1,509	36	2,418	131	58	132	99	81	501	147	117	11,912	8,047	19,959	6	26	101
前年度	26,453	1,551	23	2,699	129	71	133	83	103	519	138	102	12,808	8,104	20,912	6	48	156
秋田市 (参考)	12,550	785	13	962	119	170			323	612			5,034	5,185	10,219	2	21	37

第64表 犬の危害防止業務実施状況

令和元年度

保健所等	抑留状況						処分状況						行政措置等						薬殺				
	捕獲頭数	負傷犬 へ捕獲頭数の内数 ▽	動愛法35条第3項の拾得	引き取り申請状況		合計	飼い主返還	負傷犬 へ飼い主返還の内数 ▽	動物愛護センターへの移送	殺処分	譲渡	その他	合計	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	指示書	口頭注意	実施地区	頭数	
				申請件数	頭数																		
					生後91日以上																		生後91日未満
大館	14			2	2	16	8		8				16		6	11			11	20			
北秋田	4			1	1	5			5				5		4				2				
能代	17			2	2	19	2		17				19		4	4			4	1			
動物愛護センター	26		7	5	5	38	3		26	46	3	78		2	4				5	6			
由利本荘	5			2	2	7	2		3			6			2				2				
大仙	14			4	4	18	9		7			18			1				14	2			
横手湯沢	4			5	5	9	1		8			9							3	11			
合 計	88		7	21	21	116	26		51	26	46	6	104		18	23	1		43	44			
前年度	94	<7>	9	26	28	131	48	<2>	62	32	52	2	134		27	45			36	50			
(参考) 秋田市	21	3	1	4	4	26	11	1	5	9	1	25			11					11			

*秋田市は、動物愛護センターへ処分委託。

第65表 犬に関する被害・苦情の届出状況

令和元年度

保健所等	被害・苦情の届出件数	計	一般苦情					衛生上の苦情					被害					咬傷加害犬(頭数)										
			小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	鳴き声等	その他	小計	脱糞・排尿	悪臭	脱毛	その他	咬傷を受けた者		咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他	咬傷件数	加害犬実頭数	飼い主判明	内 訳		飼い主不明	野犬放浪犬			
													飼い主・家族	それ以外								登録	けい留					
																										あり	なし	あり
大館	58	89	62	39	5	7	11	15	8	3	3	1	12		4		3	1	4	4	4	4	4	3	1		4	
北秋田	9	11	7	7									4		4					4	4	4	4	3	1	1	3	
能代	39	39	33	31		2		3	3				3		1	1			1	1	1	1	1		1			
動物愛護センター	23	24	20	11		1	8						4		4					4	4	1	3	1	3	1		
由利本荘	18	21	18	11	1	6		3	2	1																		
大仙	30	31	25	19		5	1	1	1				5		5					5	5	5	5	4	1	4	1	
横手湯沢	22	26	17	10	2	2	3	3	2	1			6		5		1			5	5	5	5		3	2		
合 計	210	252	193	136	10	24	23	25	16	5	3	1	34		23	1	4	1	5	23	23	20	19	4	12	11		
前年度	207	262	212	130	6	35	41	22	16	4	1	1	28		17	1	3	2	5	16	16	15	11	4	9	6	1	

第66表 犬による咬傷事故状況

令和元年度

咬傷事故の件数	咬傷事故を起こした犬の頭数	被害者		咬傷事故被害者								咬傷事故発生時間帯					咬傷事故発生時における犬の状況					咬傷事故発生時における被害者の状況					咬傷事故後の犬の状況				咬傷事故の発生場所						
		飼い主・家族	その他	就学前の者		小学生		中学生		その他		計	9時まで	9時以降12時まで	12時以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等に係留中	係留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	係留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引き取り	飼養継続	逸走	その他	咬傷事故を起こした犬舎等の周辺	公共の場所	その他	
				男	女	男	女	男	女	男	女																										男
登録 飼い主	19	19	19			3	3	1		4	8	8	11	6	3	5	5	2	7	7	3	2		3	10	3	1			2	17			4	15		
	未登録	4	4	4						4		4	2	1	1		1	3				1	1	1	1				4			3	1				
飼い主不明																																					
(放浪犬) 野犬																																					
計	23	23	23			3	3	1		4	12	8	15	8	3	6	5	3	7	10	3	3	1	4	11	3	1		2	21			7	15	1		
前年度	15	15	2	13		2	1	1	2		4	5	7	8	2	7	1	5		6	4	2	3	4	1	3	4	1	2	1		12		2	8	6	1
(参考) 秋田市	8	8	8			1					2	5	3	5	2	1	2	3		1	3	2	1	1	1							8		1	7		

※ 「咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

第67表 犬取締車等運行状況

令和元年度

保健所等	運行日数			業務内容（日数）				
	犬取締車	飼い犬指導車	その他の車	苦情処理	咬傷事故調査	広報・啓発	飼い方教室等	その他
大館（*1）	98.0	9.5	3.5	8.5	1.5			3.0
北秋田（*2）			5.0	93.5	5.5	3.0		1.0
能代（*1）		10.5	5.5	15.0	1.5			
動物愛護センター（*2）	14.5	13.5	2.0	23.0	3.5	10.0	8.0	
由利本荘（*1）		3.0	3.5	6.5				
大仙（*2）	68.5		15.5	14.5	8.0	6.5		4.5
横手（*1）			19.5	7.5	6.5			5.5
湯沢（*1）								
合計	181.0	36.5	54.5	168.5	26.5	19.5	8.0	14.0
前年度	119.0	35.0	57.0	160.5	16.5	18.5	9.0	7.0

*1 業務内容は、「飼い犬指導車」及び「その他の車」による業務実績分

*2 犬取締車配置場所

第68表 犬に関する相談受理状況

令和元年度

保健所等	相談受理件数	計	引き取り申請等	犬引取り申請等のうち (飼養継続)	犬引取り申請等のうち (引取拒否)	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	死亡犬	その他
大館	82	91	13	7	1	5	3	20	19	22		9
北秋田	21	21	6	4		2		2	4	1	3	3
能代	68	68	16	3		2		10	24	6	3	4
動物愛護センター	130	130	19	17		16	22	28	26	8		11
由利本荘	58	58	10	7			2	8	13	18		7
大仙	65	65	10	8		4	4	8	22	13	3	1
横手	45	50	8			8	2	11	6	2	2	11
湯沢	10	10				2		3	4		1	
合計	479	490	82	46	1	39	33	90	118	70	12	46
前年度	440	468	74	38		56	22	90	106	75	6	39
秋田市(参考)	118	118	15	13		32	9	13	25	12		14

第69表 猫苦情等届出状況

令和元年度

保健所等	計	引取り・収容							苦 情					飼い方相談等						
		小計	引取り申請	続 引 取 相 談 対 応 後 、 飼 養 継 続 に な っ た 件 数 (再 掲)	引 取 拒 否 件 数 (再 掲)	飼 い 主 不 明 ね こ 収 容	負 傷 ・ 死 亡 ね こ 収 容	そ の 他	小計	鳴 き 声	脱 糞 ・ 悪 臭 等	家 畜 ・ ペ ット 等 の 被 害	農 地 ・ 庭 園 等 の 被 害	そ の 他	小計	飼 い 方 相 談	紛 失 ・ 保 護 相 談	忌 避 ・ 防 除 相 談	譲 渡 相 談	そ の 他
大 館	73	30	9			13	7	1	22		9		4	9	21	2	15	3		1
北秋田	121	85	60	<26>		21	3	1	6		2	1	1	2	30		15	10	2	3
能 代	86	48	12			18	13	5	14	2	6		5	1	24	1	19		4	
動物愛護 センター	290	197	49	<39>		46	11	91	12		1	2		9	81	7	51		17	6
由利本荘	80	31	18			8	5		15		5	1		9	34		31			3
大 仙	243	153	55	<32>		90	8		36	3	16	1	15	1	54	4	36	3	7	4
横 手	130	58	17			25	14	2	15	1	7		1	6	57	4	28	2	5	18
湯 沢	59	34	18	<2>		15	1		7		4	1	2	18		17				1
合 計	1,082	636	238	<99>		236	62	100	127	6	50	6	28	37	319	18	212	18	35	36
秋田市 (参考)	534	242	53	<16>		146	43		72	6	52		1	13	220	6	120	33	20	41

第70表 猫の引取り事務等

令和元年度

保健所等			北秋田	動物愛護センター	大仙	合計	前年度	
猫引取り申請	申請件数		31	63	107	201	68	
	内訳	生後91日以上の猫の匹数	おす	17	17	24	58	43
			めす	31	26	70	127	44
		小計	48	43	94	185	87	
	生後90日以内の猫の匹数		70	20	45	135	35	
	匹数計		118	63	139	320	122	
拾得等による収容	収容・措置依頼件数		31	111	57	199	106	
	内訳	生後91日以上(推定含む)の猫の匹数	10	7	9	26	19	
		生後90日以内(推定含む)の猫の匹数	70	68	118	256	229	
		負傷猫の匹数(年齢問わず)		36		36	30	
		地区別の負傷猫数						
匹数計		80	111	127	318	278		
移送状況	動物愛護センターへの移送		196		262	458	245	
処分状況	内訳	殺処分		201		201	282	
		返還	2			2	2	
		譲渡		335	4	339	129	
		その他		68		68		
		匹数計	2	604	4	610	413	

* R1→R2へ28頭繰り越し(動物愛護センター28)
猫の引き取り申請受理は、平成9年度から実施。

第71表 第一種動物取扱業施設数

令和元年度

		期末総数	新規登録	登録更新	事項変更	廃止
第一種動物取扱業事業所数		407	44	24	48	34
登録業種内訳 (重複有り)	販売	200	21	6	20	18
	販売のうち犬猫等販売業	157	15	6	20	12
	犬猫等販売業のうち繁殖を行う者	118	4	2	7	7
	保管	210	17	13	17	13
	貸出し	45	6		1	2
	訓練	33	7	1		2
	展示	124	18	1	44	15
	競りあわせん業					
	譲受飼養	1		1		
	内訳計	613	64	22	80	50
前年度		590	60	63	130	36

第72表 第二種動物取扱業施設数

令和元年度

		期末総数	新規届出	事項変更	廃止
第二種動物取扱業事業所数		5	1		
届出業種内訳 (重複有り)	譲渡	5	1		
	保管	1	1		
	貸出し				
	訓練	1	1		
	展示	2	1		
	内訳計	9	4		
前年度		5			

※ 改正動物の愛護及び管理に関する法律(平成25年9月1日施行)に基づく件数を計上

第73表 特定動物の飼養許可等の状況

令和元年度

施設数	事業所数	許可		事項変更	廃止	不許可	立入施設数	立入件数	指導	措置命令	許可取消	告発
		新規	変更									
7	7	8	1	2	5		7	12				

第74表 動物取扱業者の立入指導状況

令和元年度

		立入施設数	立入件数	指導	勧告	措置命令	停止命令	登録取消	告発
第一種動物取扱業		179	257	7					
登録業種内訳 (重複有り)	販売	65	97	2					
	販売のうち犬猫等販売業	46	67	1					
	犬猫等販売業のうち繁殖を行う者	23	29						
	保管	52	63	4					
	貸出し	11	15						
	訓練	7	7						
	展示	42	75	1					
	競りあわせ業								
	譲受飼養								
内訳計		177	257	7					
第二種動物取扱業									
届出業種内訳 (重複有り)	譲渡								
	保管								
	貸出し								
	訓練								
	展示								
内訳計									